

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公開番号】特開2002-3331(P2002-3331A)

【公開日】平成14年1月9日(2002.1.9)

【出願番号】特願2000-187140(P2000-187140)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/30	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	7/00	C
A 6 1 K	7/00	U
A 6 1 K	7/48	

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月24日(2007.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】イソプレングリコールと1,2-ペンタンジオールとを含有することを特徴とする、化粧料用組成物。

【請求項2】シート含浸用であることを特徴とする、請求項1に記載の化粧料用組成物。

【請求項3】安息香酸のエステルを含有しないことを特徴とする、請求項1又は2に記載の化粧料用組成物。

【請求項4】防腐剤として塩化ベンザルコニウムを含有することを特徴とする、請求項1～3何れか1項に記載の化粧料用組成物。

【請求項5】請求項1～4何れか1項に記載の化粧料用組成物を含有してなる、化粧料。

【請求項6】請求項5に記載の化粧料であって、請求項1～4何れか1項に記載の化粧料用組成物をシート状の保持体に含浸してなる、シート状の化粧料。

【請求項7】ダメージ肌用であることを特徴とする、請求項6に記載のシート状の化粧料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、シート状化粧料などに有用な化粧料用組成物に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、防腐力などの化粧料の基本機能を損なわずに、一過性の刺激発現を抑制する手段を提供することを課題とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【課題の解決手段】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは防腐力などの化粧料の基本機能を損なわずに、一過性の刺激発現を抑制する手段を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、イソブレンギリコールと1,2-ペンタンジオールとを化粧料（或いは化粧料用組成物）に含有させることにより、防腐剤の配向性を変え、安息香酸のエステルを使用せずに、塩化ベンザルコニウムなどを防腐剤として使用することにより一過性の刺激発現を抑制しうることを見いだし発明を完成させるに至った。ここで、本発明で言う、化粧料とは例えばクリームのようにそれ単独で使用できるものを意味し、化粧料用組成物とは、シート状の化粧料におけるシート（支持体）とそれに含浸する組成物のような関係に於ける含浸組成物の様な、それ自体は化粧料としての機能を有しているが、他の構成要素が存在してはじめて化粧料となるような組成物を意味する。本発明について概観するならば、本発明は以下に示す技術に関するものである。

(1) イソブレンギリコールと1,2-ペンタンジオールとを含有することを特徴とする、化粧料用組成物。

(2) シート含浸用であることを特徴とする、(1)に記載の化粧料用組成物。

(3) 安息香酸のエステルを含有しないことを特徴とする、(1)又は(2)に記載の化粧料用組成物。

(4) 防腐剤として塩化ベンザルコニウムを含有することを特徴とする、(1)～(3)何れかに記載の化粧料用組成物。

(5) (1)～(4)何れかに記載の化粧料用組成物を含有してなる、化粧料。

(6) (5)に記載の化粧料であって、(1)～(4)何れか1項に記載の化粧料用組成物をシート状の保持体に含浸してなる、シート状の化粧料。

(7) ダメージ肌用であることを特徴とする、(6)に記載のシート状の化粧料。

以下、本発明について、実施の形態を中心に詳細に説明を加える。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【発明の実施の形態】

(1) 本発明の化粧料又は化粧料用組成物

本発明の化粧料又は化粧料用組成物は、イソブレンギリコールと1,2-ペンタンジオールとを含有することを特徴とする。これらのグリコールは何れも化粧料の保湿のための原料として使用されているが、これらを組み合わせて用いることは未だ為されていない。これらの成分の好ましい含有量は、イソブレンギリコールが5～20重量%が好ましく、更に好ましくは、10～15重量%であり、1,2-ペンタンジオールが1～10重量%であり、更に好ましくは2～6重量%である。更に、イソブレンギリコールと1,2-ペ

ンタンジオールの重量比は、4：1～1：1であり、更に好ましくは5：2～3：2である。これは、この様な含有量と重量比において、防腐剤等の成分の配向を好ましく変えられ、一過性の刺激発現を抑制できるからである。又、これらの成分は保湿作用を有するので保湿性を皮膚に付与することが出来る副次的効果を有する。この様な性質を有するため、閉塞効果による刺激起因物質の経皮透過性昂進に伴う、一過性の刺激が出やすい保湿のための使用されるシート状の化粧料の、含浸用の化粧料用組成物に用いるのが、本発明の化粧料又は化粧料用組成物の好ましい適用方法である。本発明の化粧料又は化粧料用組成物においては、これら必須成分以外に、通常化粧料で使用される任意成分を含有することができる。かかる任意成分としては、例えば、スクワラン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、ホホバ油、カルナウバワックス、オレイン酸オクチルドデシル等のエステル類、オリーブ油、牛脂、椰子油等のトリグリセライド類、ステアリン酸、オレイン酸、リチノレイン酸等の脂肪酸、オレイルアルコール、ステアリルアルコール、オクチルドデカノール等の高級アルコール、ポリエチレングリコール、グリセリン、1，3-ブタンジオール等の多価アルコール類、増粘・ゲル化剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、色剤、防腐剤、粉体等を例示することができる。これらの内、防腐剤に於ける安息香酸のエステル類或いは紫外線吸収剤に於ける桂皮酸エステルやパラアミノ安息香酸誘導体等の一過性刺激発現の原因であろうと言われている成分は、危険回避の意味で含まないことが好ましい。防腐剤としては、一過性の刺激発現をしにくい塩化ベンザルコニウムを使用するのが特に好ましく、このものの含有量も、本発明の製剤の特徴を利用して、0.001～0.01重量%、更に好ましくは0.001～0.004重量%程度に抑えるのが好ましい。又、好ましい任意成分としては、ヒアルロン酸ナトリウム、硫酸化トレハロースナトリウム、トレハロースなどの保湿成分が好ましく、中でもヒアルロン酸ナトリウムと硫酸化トレハロースナトリウムとの両者を含むことが特に好ましい。これは優れた保湿性を発揮するためであり、この様な形態の化粧料用組成物を支持体に含有させてシート状の化粧料として用いることは、特に好適な形態である。これらの保湿成分の好ましい含有量は、それぞれ0.001～0.2重量%であり、更に好ましくは、0.05～0.1重量%である。これは少なすぎると保湿効果を発揮しない場合があり、多すぎるとアクネなどの原因となる場合があるからである。本発明の化粧料又は化粧料用組成物はこれら必須成分と任意の成分とを常法に従って処理することにより製造することが出来る。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(2) 本発明のシート状の化粧料

本発明のシート状の化粧料は、上記化粧料用組成物をシートなどの支持体に含浸させたものである。この様なシート状の化粧料の支持体となるものは、通常シート状化粧料で使用されているものであれば特段の限定無く使用することが出来、例えば、不織布、ガーゼ、リント布、紙、ウレタン布、フランネル布などが好ましく例示でき、これらで特に好ましいものは、支持量が多く、使用感に優れる不織布である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記支持体に含浸させる化粧料用組成物としては、化粧料で使用される製剤であれば特段の限定無く適用することが出来、例えば、クリーム、乳液、パステー、ローション、高粘度液などが例示できるが、含浸のさせ易さから、粘度が1000センチストークス以

下の低粘性組成物が特に好ましく、この様な低粘性組成物はエマルション形態でも透明一様溶状であってもかまわない。かかる化粧料用組成物の含浸量は、やや過剰の支持状態であって、化粧料を皮膚などにおいていたときに化粧料用組成物が僅かに流れる程度が好ましい。具体的には $0.01 \sim 0.1 \text{ m l / cm}^2$ 程度の含浸が好ましい。この様な化粧料は1回分ごとに分包させることも可能であるし、ピンなどに数回分の支持体を置き、これに化粧料用組成物を含浸させた形態でもかまわない。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明のシート状の化粧料の使用部位は体表であれば特段限定されないが、顔に適用するのが好ましく、顔でも特に必要な部位にのみ適用する形態が好ましい。部分使用で特に好ましい部位としては、目の下の乾燥の現れやすい部位である。これは、本発明の化粧料用組成物の保湿性に優れる副次的効果を有利に活用できるためである。この場合のシート1枚の面積は $20 \sim 50 \text{ cm}^2$ 程度となり、化粧料用組成物の含浸量は $0.05 \sim 3 \text{ m l}$ 程度が好適である。かくして得られた、本発明のシート状の化粧料は、閉塞性に優れ、有効成分の吸収促進作用が有るにも関わらず、一過性の刺激発現は極めて低いものとなる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

<実施例1>

下記に示す处方に従って、本発明の化粧料用組成物を作成した。即ち、处方成分を80に加熱し、攪拌可溶化して、攪拌冷却し化粧料用組成物1を得た。

ポリエチレングリコール1500	4	重量部
ポリエチレングリコール6000	2	重量部
P O E (24) P O P (24) セチルエーテル	2	重量部
ジプロピレングリコール	3	重量部
イソブレングリコール	12	重量部
1,2-ペンタンジオール	4	重量部
グリセリン	15	重量部
キサンタンガム	0.1	重量部
ヒアルロン酸ナトリウム	0.1	重量部
硫酸化トレハロースナトリウム	0.1	重量部
塩化ベンザルコニウム	0.002	重量部
水	57.698	重量部

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

<実施例2>

下記に示す处方に従って、本発明の化粧料用組成物を作成した。即ち、处方成分を80に加熱し、攪拌可溶化して、攪拌冷却し化粧料用組成物2を得た。

ポリエチレングリコール1500	4	重量部
-----------------	---	-----

ポリエチレングリコール 6000	2	重量部
POE (24) POP (24) セチルエーテル	2	重量部
ジプロピレングリコール	3	重量部
イソブレンギリコール	12	重量部
1,2-ペンタンジオール	4	重量部
グリセリン	15	重量部
キサンタンガム	0.1	重量部
ヒアルロン酸ナトリウム	0.1	重量部
硫酸化トレハロースナトリウム	0.1	重量部
メチルパラベン	0.2	重量部
水	57.5	重量部

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

<実施例3>

実施例1、2の化粧料用組成物を図1に示す形状の不織布(面積約29cm²)に、0.5m¹浸漬し、シート状化粧料1及び2を作成した。同時に実施例2の化粧料用組成物2のイソブレンギリコールを1,2-ペンタンジオールに置換した比較化粧料用組成物1、1,2-ペンタンジオールをイソブレンギリコールに置換した比較化粧料用組成物2の化粧料を作成し、同様に支持体に含浸させ、比較シート状化粧料1及び2を作成した。これらのシート状化粧料について、パネラーを用い、目の下部に10分貼付し、その保湿性付与効果を調べた。保湿性付与効果は、貼付前と貼付除去1時間後でのコルネオメーターによる計測で求めた、コルネオ値の差(処置による上昇値)として評価した。この値が大きいと皮膚水分量が豊かで良い肌状態であると判断される。結果を表1に示す。これより、本発明のシート状化粧料は保湿作用に優れることが判る。これは必須成分である1,2-ペンタンジオールとイソブレンギリコールの組合せによる相乗効果によるものであることがわかる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

<実施例5>

化粧料用組成物1のイソブレンギリコールを1,3-ブタンジオールに置換した比較化粧料用組成物3と化粧料用組成物1の1,2-ペンタンジオールを1,3-ブタンジオールに置換した比較化粧料用組成物4と化粧料用組成物1のイソブレンギリコールと1,2-ペンタンジオールとを1,3-ブタンジオールに置換した比較化粧料用組成物5を作成し、これら比較化粧料用組成物3~5及び化粧料用組成物1、2について、防腐効果を調べた。方法は、キャンディダ・アルビカンスを RPM1640 培地で予備培養し、ガーゼを用いて濾過し、分生子を集めた。この分生子を同培地で希釈し、10⁴(10の4乗)個/m¹に調整し、この液をそれぞれの化粧料用組成物10m¹に0.1m¹加え、37度48時間培養した。培養後、ギムザ染色で化粧料用組成物中の菌体を染色した。その結果、本発明の化粧料用組成物が優れた防腐力を備えていることが判った。又、防腐剤として、安息香酸のエステルの変わりに塩化ベンザルコニウムを用いることにより、安全性、防腐力及び保湿作用に極めて優れた化粧料及び化粧料用組成物が得られることは特記すべきことである。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

<実施例 8 >

化粧料用組成物 1、2 及び化粧水 1 について、モルモット損傷皮膚に於ける安全性を調べた。即ち、1群6匹のハートレー系白色種モルモット（雌、300～350g）の背部を剃毛した後、ガムテープで2回ストリッピングを行った。ここに上記サンプルを48時間クローズドパッチし、パッチ除去後に皮膚反応をドレーズの基準に従って判定した。即ち、皮膚反応++：浮腫を伴う反応、皮膚反応+：明らかな紅斑を伴う反応、皮膚反応±：疑わしい紅斑を伴う反応、皮膚反応-：無反応の判定基準である。結果は何れの動物も無反応であり、本発明の化粧料がダメージを受けた皮膚でも好適に使用できることが判る。